

平成 27 年 9 月 3 日

独立行政法人海技教育機構海技大学校
水先教育センター御中

(一財) 海技振興センター

外部評価実施結果に基づく改善について

当センター水先人養成に関する総合事業検討委員会が登録水先人養成施設の外部評価を実施した結果、同委員会において、下記の通り 3 項目の改善が必要との結論に至りましたので、結果を通知すると共に改善を要請致します。

就きましては、それぞれの項目について、改善内容及び改善対応完了予定日を含む改善計画を立案し、**平成 27 年 9 月 30 日までに**当センターに提出のうえ、改善を開始、改善完了までの間、適宜進捗状況をご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 商船乗船実習修業生に対し、商船乗船実習中の明確な目標及び課題等の提示について

商船乗船実習修業生の商船乗船実習では、各社の新人航海士と同内容のものを想定して船社・船長に委ねる一方、修業生としての訓練でもあるため、修業生には、過重負担にならない範囲で、必要な目標・課題等を提示のうえで、レポート提出等を求めることとしている。新養成制度移行後、現在、最初の修業生が商船乗船実習中だが、現時点において修業生には明確な目標・課題等を提示、レポート提出等の指示がなされていない。修業生のモチベーションを保持する意味からも早急に対応する必要がある。

2. 商船乗船実習修業生に対する下船中の訓練について

商船乗船実習修業生には、必要に応じて下船中に所要の訓練を受けることを求めることとしている。現時点では、商船乗船実習修業生に対し、所要の訓練を受けさせる仕組みが構築されておらず、有識者及び各関係者が検討のうえ取り纏めた結果(水先レビュー懇談会の取り纏め結果)に早急に対応する必要がある。

3. 商船乗船実習の評価について

養成中の修業生に対しては、逐次の評価を行い、問題がある場合（素行や能力を含む）には適切に指導を行うとともに改善が見られない場合には、退学を促すこととしている。また、商船乗船実

習中の修業生に対する評価は、下船中の訓練の要否の判断材料にもなる。現時点では、商船乗船実習中における評価基準が確定しておらず、修業生に対し適切な指導を行えない状況にあり、早急に評価基準を確定し、運用を開始する必要がある。また、改善にあたっては、登録水先人養成施設は、商船乗船実習実施協力船社に協定書、覚書等を用いて正式に実習を委託することも考慮する必要がある。

以上